

MKD利用規約

第1条【名称】

本クラブは「フィットネススタジオMKD」（以下「本施設」「施設」という）と称します。

第2条【運営】

本施設の運営・管理は、代表 掛巢ますみが行います。

第3条【目的】

本施設はフィットネスやダンスを通じて会員が本施設を利用して心身共に健康の維持・増進を図り、品位あるスタジオライフを送る事を目的とします。

第4条【入会資格】

- ①本施設に入会出来る方は本施設の趣旨に賛同し、本規約を承諾した方とします。
（以下「会員」という）
- ②医師に運動を禁じられてなく、本施設の利用に支障がないと申告された方。
- ③伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有さない方。
- ④布教目的・勧誘目的・営業目的での施設利用をされない方。
- ⑤暴力団構成員、その他本施設が不相当と認める方は入会をお断りします。また、これらの事象が判明した時点で退会して頂きます。
- ⑥薬物使用者では無い方。

第5条【入会手続き】

本施設に入会する方は所定の入会手続きを行い、本施設の承認を得た上、定める入会金を納入して会員の資格を得た方を本施設の会員とします。

第6条【年登録料】

月謝制会員は、本施設の定める年登録料を所定の方法で本施設に支払わなければなりません。尚、当該年登録料は、入会契約締結及び履行の為の必要費用であり、一旦納入した年登録料はその理由に問わず返還致しません。

第7条【資格停止および除名】

本施設は、会員が(月の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員の資格の一時停止または除名をすることが出来ます。

- ①本規則・その他本施設が定める規則に違反した時。
- ②本施設の名誉・信用を毀損し、または秩序を乱した時。
- ③入会書類に虚偽を記載したことが判明した時。
- ④会員として品位を損なうと認める非行があった時。
- ⑤他の会員に対する迷惑行為、本施設の運営に支障をきたす様な行為をした時。

第8条【会員資格の喪失】

会委員は、退会・除名・死亡・失踪宣言を受けた時、又本施設が経営上重大な理由により閉鎖した時、その資格を失います。

第9条【会員資格の譲渡】

会員資格を他に譲渡する事（相続を含みます）は禁止致します。

第10条【チケット会員】

- ①本施設は、チケット会員に対して回数券カードを交付します。尚、同会員が本施設を利用する場合は回数券カードを提示が必要です。
- ②回数券カードは本人のみが利用することができ、本人以外の者は利用できません。
- ③回数券カードを紛失した場合は、レッスン参加できなくなりますのでご注意ください。

第11条【会費等の支払】

会員は、本施設の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。

第12条【休業】

本施設が定める定休日を設けるほか、諸施設の補修、整備、その他研修等で本施設の都合により休業することがあります。

臨時休業する場合は、事前にその旨お知らせ致します。

第13条【施設の廃止】

本施設は、次の事由により閉鎖することができます。又この場合会員に対する保証は致しません。

- ①台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本施設の業務遂行に支障があるとき。
- ②施設の改造又は補修工事实施の時。
- ③法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があった時。
- ④施設の使用権限が消滅する等、運営に影響が生ずる事情が発生した時。
- ⑤その他やむを得ない事由が発生した時。

第14条【会員の利用及び事故、損害賠償責任】

- ①会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と強調して、本施設の利用をするものとします。
- ②本施設は、会員が施設利用中に生じた盗難・紛失・障害その他の事故について、一切の責任を負いません。会員同士の施設内外トラブルについても同様。
- ③会員は、本施設において、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。又、本施設の事前の書面による承諾無しに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。
- ④会員が本施設内において、自己の責に帰すべき事由により、本施設又は第三者に損害を与えた場合、その会員が一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

第15条【遺失物・忘れ物・放置物】

- ①会員が本施設の利用に際して生じた紛失について、本施設は一切損害賠償・補償等の責を負いません。
- ②忘れ物・放置物について、一定期間（約2週間）経過後に一切の権利を放棄したものとし、本施設にて処分することに異議を述べない事とする。但し、腐敗等安全衛生上の問題を生じる恐れがある場合、本施設は期間の経過前であっても処分を行うことができるものとする。

第16

条【諸費用の改定】

本施設は、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動などを参考にして改定することができます。

この場合、本施設は改定日の1ヶ月以上前までに施設内で掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第17条【諸規則の遵守】

会員は本施設の施設利用に際して、会則及び当施設が別途定める規則等を遵守しなければなりません。本施設を利用するにあたり、全て自己の責任において健康管理を行うものとします。

- ①レッスン開始10分前以外は入室出来ません。
- ②レッスン予約及びキャンセルは前日までの受付となります。（ご予約に関しては当日受付も可能の場合もあります）キャンセルは24時間前までとなります。それ以降は100%料金が発生いたします。

第18条【禁止事項】

- ①許可なくスタジオ内を撮影すること。
- ②許可なく本施設において物品の売買や営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為をする事。
- ③他人を誹謗、中傷すること。
- ④危険物を館内に持ち込むこと。
- ⑤館内での喫煙。

第19条【規約の改定】

本規約の改定及び変更は本施設により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。